



ご利用ください

安来市民 支援制度

安来市の市民支援制度（補助金・助成金等）をご紹介します

日々の暮らし、地域や産業を元気にする活動の中で、個人やグループ、自治会だけでは負担の大きいものではありませんか？市民の皆さんが暮らしやすく、活動しやすくなるよう、安来市では各種支援制度を設けています。ぜひ、ご利用ください。



- 掲載している内容は概要です。担当課やホームページなどで必ず各制度の詳細をご確認ください。
- 農林業や商工業については他の補助金や助成金があります。詳しくは担当課へ気軽にご相談ください。
- 市ホームページに一覧を掲載していますのでご覧ください。

トップページ > くらし > 市民活動・地域づくり > 地域づくり > 市民支援制度（補助金・助成金等）


■問い合わせ…定住政策課 ☎ 23-3060


この冊子は広報紙から抜き取ってご利用ください。

住まい



補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
民間賃貸住宅家賃助成事業補助金 定住政策課 ☎ 23-3178	市内の民間賃貸住宅の家賃に対し助成	補助対象経費（家賃 - 住宅手当）のうち月額1万円を限度として助成。期間は最長36カ月。次に該当する場合は加算（上限3万円）あり。 ▼空き家バンク登録物件：5千円 ▼新婚者：1万円▼中学校卒業までの子どもがいる世帯：子ども一人あたり5千円	新婚またはUIターンした人、市外から市内の高等学校へ進学した生徒	随時 
木造住宅耐震化等促進事業補助金 建築住宅課 ☎ 23-3325	既存木造住宅の耐震化等を促進するため木造住宅の耐震診断、耐震改修、解体工事を行う者に対し費用の一部を助成	▼耐震診断：費用の9/10（上限6万円） ▼耐震改修：設計に要する費用の2/3（上限40万円） ▼耐震改修工事費用（34,100円/㎡を限度）の23/100（上限83.8万円） ▼耐震改修工事と併せて行う住宅修繕工事に要する費用の1/5（上限80万円） ▼解体助成：除却工事に要する費用の23/100（上限40万円）	市内に住宅（昭和56年5月31日以前に建築）を所有している人 ※耐震診断以外は、上部構造評点が1.0未満の木造住宅が対象	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件
老朽危険建築物等除却助成事業補助金 建築住宅課 ☎ 23-3325	倒壊等危険性のある不良木造住宅や空き家の除却費用の一部を助成	老朽化で倒壊等危険性のある不良木造住宅、除却後の跡地が10年以上、地域活性化のための計画的利用に供される空き家等の除却費用（標準除却費：令和元年度27,000円/㎡が限度）の4/5。上限100万円。	老朽危険建築物等の所有者・相続人、老朽危険建築物等の存する土地の所有者	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件
ブロック塀等安全確保助成事業補助金 建築住宅課 ☎ 23-3325	大規模地震発生時のブロック塀等の倒壊・転倒による災害を防止し、避難路の安全確保が目的。ブロック塀等の除却または建替えに要する費用の一部を助成	対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度）の2/3（上限一敷地当たり26.4万円）	市内にブロック塀等を所有する人で、市税の滞納がないこと	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件

コミュニティ・自治会

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
地域元気いきいき補助金 地域振興課 ☎ 23-3067 広瀬地域センター ☎ 23-3205 伯太地域センター ☎ 23-3303	市内の活力ある地域づくりの活動について支援	上限20万円 補助率：対象事業費の2/3以内	自治会または5人以上（市内に住所を有するものを含む）で組織する団体	随時 

<p>コミュニティ施設整備支援事業補助金</p> <p>地域振興課 ☎ 23-3067</p>	<p>自治会集会所の新築および改築、改修・修繕事業、地域コミュニティ施設の整備事業に対して助成</p>	<p>A：新築・改築：総事業費の1/3以内（上限300万円） B：改修・修繕：総事業費の1/3以内（上限100万円） C：整備：原材料費の1/2以内（上限50万円）</p>	<p>自治会、地域コミュニティ</p>	<p>随時 ※年度内事業完了が要件</p>
<p>地域トライアングル事業補助金</p> <p>地域振興課 ☎ 23-3067</p>	<p>人づくり、まちづくり、国際交流、文化振興、環境美化、地域コミュニティ活動（施設整備を除く）、地域文化・歴史記録保存、社会貢献活動の事業に対して助成</p>	<p>補助対象事業の2/3以内（上限100万円） ※記録事業は、1/3以内（上限100万円）、社会貢献事業は、1/3以内（上限30万円）</p>	<p>市内所在の民間団体</p>	<p>1次：1月末（前年度） 2次：4月末 3次：7月末 4次：10月末</p> 
<p>市民活動補償制度</p> <p>地域振興課 ☎ 23-3067 広瀬地域センター ☎ 23-3200 伯太地域センター ☎ 23-3303 土木建設課 ☎ 23-3307</p>	<p>自治会や自主的に構成された活動団体が市民活動、ボランティア活動中に負った事故に対しての補償</p>	<p>○賠償責任補償 ▼身体賠償：1人1億円、1事故1億円 ▼財物賠償：1事故1億円 ▼受託品賠償：1事故100万円 ○傷害補償 ▼死亡：500万円▼後遺障害15～500万円▼入院補償4500円/日▼通院補償3000円/日</p>	<p>自治会や自主的に構成された活動団体 ※団体の事前登録が必要（自治会は事前登録不要）</p>	<p>随時</p>

災害・安全

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
<p>防犯灯設置事業補助金</p> <p>総務課 ☎ 23-3015</p>	<p>自治会等の申請に基づく防犯灯の新設事業および取替事業 ※電球のみの取り換えは除く</p>	<p>事業費の2分の1に相当する額とし、100円未満は切り捨てる限度額 (1) 既設電柱等：1灯あたり15,000円(LED灯25,000円) (2) 専用柱を新設：1本あたり100,000円に前号に掲げる防犯灯1灯あたりの限度額を加えた額</p>	<p>自治会または市長が適当と認める団体</p>	<p>随時</p> 
<p>災害見舞金</p> <p>防災課 ☎ 23-3172</p>	<p>住家（母屋）が災害で被害を受けた場合の災害見舞金</p>	<p>▼全壊、全焼：3万円 ▼半壊、半焼：2万円</p>	<p>被害を受けた世帯主</p>	<p>随時</p>
<p>自主防災組織育成事業補助金</p> <p>防災課 ☎ 23-3172</p>	<p>▼防災資機材を購入、または防災訓練等を実施する費用の一部を助成 ▼防災士資格取得に係る経費を助成（旅費を除く）</p>	<p>【防災資機材購入・防災訓練等】 ▼補助率 対象経費の2/3以内（この補助金を3回利用した団体は1/2以内）。上限は自主防災組織の構成世帯数に応じて4～16万円まで 【防災士資格取得】 ▼対象経費（一人1回のみ） 防災士研修受講料・資格取得試験受講料・資格認定登録料</p>	<p>【防災資機材購入・防災訓練等】 自主防災組織 【防災士資格取得】 自主防災組織および市長が認めた者</p>	<p>随時</p> 

医療・福祉

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
子ども医療費助成金 保険年金課☎23-3120	0歳から就学前の乳幼児、小学生から中学生までの子どもの医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来・薬局等の自己負担分の全額	0歳から中学校3年生までの子どもを養育する人	随時
福祉医療費助成金 保険年金課☎23-3086	障がいのある人、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来の自己負担割合を1割に軽減（自己負担上限あり）、薬局での自己負担なし	▼身体障がい、知的障がい、精神障がい、65歳以上で3カ月以上寝たきりの人で一定の条件を満たす人 ▼ひとり親家庭（所得税非課税）の人	随時 
精神障害者通院医療費助成金 福祉課☎23-3217	精神障がい者が通院医療を受ける場合に、医療費を助成	医療費の一部負担金（自己負担上限額）の1/2以内の額	自立支援医療受給者証の交付を受けた人（同一医療保険の加入者全員が市町村民税非課税）	随時
日常生活用具の一部助成金 福祉課☎23-3217	ストマ用装具、紙おむつ等の費用の一部を助成	自己負担金の1/2以内の額	身体障害者手帳所持者（所得税非課税世帯）	3月および10月
身体障害者用自動車改造費助成金 福祉課☎23-3217	身体に障がいがある人自らが所有・運転する自動車の改造経費や、介護用自動車への改造などに対し、経費の一部を補助	経費全額（上限10万円）	▼身体障害者手帳所持者で上・下肢、体幹に障がいのある人 ▼下肢または移動機能障害1～2級あるいは体幹機能障害1～3級の人の介護者	随時
障害者自動車運転免許取得費補助金 福祉課☎23-3217	普通、大特1種免許取得に係る費用を助成	当該経費の2/3（上限10万円）	身体障害者手帳または療育手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者	随時
人工透析患者通院費助成 福祉課☎23-3217	身体障がい者が人工透析を受けるために通院した際の通院費の一部を助成	助成基本額（自宅から医療機関まで公共交通機関を利用したとみなし計算）の1/2以内の額	身体障害者手帳1級を有し、透析のため通院している人（本人と同じ医療保険の加入者全員が市民税非課税）対象	3月および10月
難聴児補聴器購入助成費 福祉課☎23-3217	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成	補聴器の購入費と基準価格を比較して、少ない方の額に2/3を乗じた額	市内に住所がある18歳未満の児童（所得制限あり）	随時
新生児聴覚検査費用助成 子ども未来課☎23-3222	新生児期の聴覚検査費用の一部を助成	検査費用の上限4千円を助成（1人1回）	市内に住所がある人が出産した新生児	随時

<p>母子家庭等自立支援教育訓練給付金</p> <p>福祉課 ☎ 23-3248</p>	<p>医療事務、ホームヘルパー、看護師等就業に有利な資格を取得するため、その受講経費の一部を教育訓練給付金として支給</p>	<p>▼雇用保険の受給資格がある人は、対象講座の受講経費の60%に相当する額（上限20万円、下限1万2千円）</p> <p>▼雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付の支給を受ける人は、60%（上限20万円）との差額</p> <p>▼母子家庭等高等職業訓練促進給付金の対象講座を受講する人は、対象講座の受講経費の60%に相当する額（上限80万円、下限1万2千円）</p>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者、または、同様の所得水準にある人</p>	<p>随時</p> 
<p>母子家庭等高等職業訓練促進給付金</p> <p>福祉課 ☎ 23-3248</p>	<p>資格取得のため、1年以上養成機関で修業する人に、その修業期間中の給付金を支給。また、修了後に一時金を支給</p>	<p>▼市民税非課税世帯：月額10万円。修学期間の最後の1年間は月額14万円。（入学支援修了一時金5万円）</p> <p>▼市民税課税世帯：月額7万5千円。修学期間の最後の1年間は月額11万5千円。（入学支援修了一時金2万5千円）</p> <p>▼対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士ほか</p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父で、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある人</p>	<p>随時</p> 
<p>地域高齢者ふれあい事業交付金</p> <p>福祉課 ☎ 23-3224</p>	<p>65歳以上の高齢者を主として開催する事業に対し経費の一部を助成</p>	<p>4月1日現在に当該区域に住所を有し、当該年度中に75歳以上になる人数×千円</p>	<p>自治会・地区社会福祉協議会・介護老人福祉施設等を運営する団体</p>	<p>随時</p>
<p>不妊治療費助成制度</p> <p>子ども未来課 ☎ 23-3222</p>	<p>▼一般不妊治療費助成：保険適用の不妊検査や不妊治療、人工授精費用の一部を助成</p> <p>▼特定不妊治療費助成：体外受精や顕微授精の不妊治療費の一部を助成</p>	<p>▼一般不妊治療費助成 上限1年間8万円とし、5年間</p> <p>▼特定不妊治療費助成 島根県または松江市特定不妊治療費助成制度の上乗せ助成とし、上限1回5万円（初回10万円）</p>	<p>夫婦または夫婦のいずれかが市内に住所を有する人</p>	<p>随時</p> 
<p>風しん予防接種費用助成</p> <p>子ども未来課 ☎ 23-3222</p>	<p>風しん予防接種（風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン）費用の一部を助成</p>	<p>接種費用の上限4千円を助成（1人1回）</p>	<p>A：妊娠中の女性の夫 B：4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する夫婦 C：4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性</p>	<p>随時</p> 
<p>おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種費用助成</p> <p>子ども未来課 ☎ 23-3222</p>	<p>おたふくかぜ予防接種（任意接種）を無料</p>	<p>1回目、2回目の接種費用を全額公費とする</p>	<p>生後1歳から小学校就学前の幼児</p>	<p>随時</p>

医学生、薬学生、看護学生等奨学金 いきいき健康課 ☎ 23-3207	将来、市内の医療機関等に医師、薬剤師または看護師等として勤務する意志のある医学生、薬学生および看護学生等に修学資金として奨学金を貸与	毎月（4月から翌年3月までの12カ月） ▼申請により複数月または一括で貸与することも可能 ▼医学生・薬学生：月額5万円（無利子） ▼看護学生：月額3万円（無利子）	安来市出身者で、将来、市内の医療機関等で一定期間医師、薬剤師または看護の業務に従事する意志のある医学生、薬学生および看護学生等	4月1日から4月末日（募集期間） ※奨学金貸与決定の後、初回の貸与は6月予定
骨髄移植ドナー支援事業助成金 いきいき健康課 ☎ 23-3207	骨髄ドナーの負担軽減を図るため助成金を支給	通院または入院など、一日につき2万5千円。7日以内	日本骨髄バンクが実施する骨髄などの提供を完了し、証明を受けた人 ※勤務先で休業補償がある場合を除く	随時

環境

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
太陽光発電システム等設置費補助金 環境政策課☎ 23-3102	太陽光発電システムおよび蓄電池設備の設置費用の一部を補助 ※蓄電池設備は太陽光発電システムと同時設置に限る	▼太陽光発電システム 太陽電池の公称最大出力に1kWあたり1万円を乗じた金額（上限4万円） ▼蓄電池設備 10万円（設置経費が10万円より少ない場合は、その金額が上限）	4月以降に契約を締結し、太陽光発電システム等を県内の事業所より購入、設置する人	随時 
太陽熱利用設備設置費補助金 環境政策課☎ 23-3102	太陽熱利用設備（ソーラーシステム）の設置費用の一部を補助	補助対象経費の1/2（上限30万円）	4月以降に契約を締結し、市内の住宅・事業所等に新たに太陽熱利用設備（ソーラーシステムに限る）を設置する個人・法人等	随時 
水環境保全事業補助金 環境政策課☎ 23-3102	河川等の地域環境の保全を図り、環境に配慮した地域づくりを推進するため、対象事業費の一部を補助	対象事業費の2/3以内（上限20万円）	市内に所在する民間団体	4月1日から4月30日 ※予算残額がある場合、当該期間以降も受付
廃棄物集積場設置整備費補助金 環境政策課☎ 23-3101	分別収集による再資源化の促進と収集業務の円滑化、環境美化を図るため、自治会が設置・整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を助成	補助対象の集積場を使用する世帯数で異なる ▼5～9世帯：設置費用1/2（上限5万円） ▼10～14世帯：設置費用1/2（上限10万円） ▼15世帯以上：設置費用1/2（上限15万円）	自治会	随時 ※3月末までに完成し、実績報告ができるものに限り申請可能
浄化槽設置整備事業補助金 下水道課☎ 23-3370	計画に定める集合処理区域外および区域内でも7年以上整備が見込まれない地域での浄化槽設置者に対する補助	限度額は浄化槽の人槽に応じて定める（詳細は交付要綱による） 例：5人槽33万2千円（44万4千円）、7人槽41万4千円（48万6千円） ※（ ）内は高度処理型の限度額	浄化槽設置者 ※詳しくは下水道課へ問い合わせください	4月から概ね10月末まで ※年度内での浄化槽設置完了が要件

産業

補助金等の名称	補助金等の概要	補助金額・補助率	対象	募集時期
有害鳥獣被害対策事業費補助金 農林振興課☎23-3338	有害鳥獣による農林作物被害を防止するために設置した簡易な防護壁、防護柵、防護網、電気柵および爆音機等の購入費に対し補助（当該年度に市内に設置したものに限り）	購入費（ガスボンベ、バッテリー等消耗品に要する費用を除く）の1/2以内の額 個人：10万円、団体30万円を上限	市内で農地等を有し、維持管理をする農林作物生産者、農林作物生産者を有する集落組織、営農集団	随時 （ただし予算状況により年度途中で終了の場合あり）
中小企業設備貸与制度保証金補給金 商工観光課☎23-3105	しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方法により、市内に設備を設置するもので、保証金を財団へ一括して支払った補償金に対し補給	支払った保証金に10分の1.6を乗じて得た額以内（上限を50万円）	市内に事業所を有し、市税の滞納がなく、保証金を一括して支払ったもの	随時
ものづくり企業技術開発等支援補助金 商工観光課☎23-3106	特殊鋼関連産業をはじめとするものづくり企業のうち、技術力強化や取引拡大に努める企業における新製品、新技術等について補助	しまね産業振興財団の助成金（以下1、2）の交付確定額の1/2または補助対象経費の1/4以内 1. 特殊鋼産業成長分野進出促進助成金 2. 戦略的ビジネスパートナー獲得支援助成金	企業（対象：しまね産業振興財団の助成金の交付決定を受けた事業）	随時
経済活性化事業支援プログラム （やすぎ夢追人支援事業） 商工観光課☎23-3104 （産業サポートネットやすぎ）	個人、事業者等が取り組む事業で、販路拡大・ブランド化推進など安来市の経済活性化につながる総合的な取組を支援	単年度1件あたり、最大200万円 補助率：支援対象額の2/3以内 ※市の他の補助制度との併用は不可	個人、事業者、団体、企業等	4月から10月 
展示会・商談会出展促進プログラム 商工観光課☎23-3104 （産業サポートネットやすぎ）	各地の展示会、商談会に出展する場合の出展小間料および会場使用料、ブース装飾費、PR媒体作成経費、輸送費、旅費等を支援	単年度1件あたり、最大15万円 補助率：対象経費の1/2	個人、事業者、団体、企業等	随時 
サポートアドバイザー派遣事業 商工観光課☎23-3104 （産業サポートネットやすぎ）	新たなビジネス創造、経営改革等を図ることを目的として、各種相談に対応できるサポートアドバイザーの派遣に関する経費を支援	1案件につき2回とし、1事業所当たり3案件まで ※事業承継に関する案件は、3回まで可能	個人、団体、企業等	随時 

<p>人材育成支援事業</p> <p>商工観光課☎23-3104 (産業サポートネット やすぎ)</p>	<p>人材育成計画を作成し、自らまたは他の機関が主催する研修会及び教育訓練等に派遣する経費を支援</p>	<p>単年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の1/2</p>	<p>個人、事業者、団体、企業等</p>	<p>随時</p> 
<p>新商品新技術開発支援事業</p> <p>商工観光課☎23-3104 (産業サポートネット やすぎ)</p>	<p>競争力のある製品・技術力をもつ中小企業者等の創出を図る目的で、新分野進出または新規受注のために新製品・新技術の開発を行う経費を支援</p>	<p>【チャレンジ事業】 単年度1件あたり、最大50万円 補助率：対象経費の1/2 【財団助成型事業】 単年度1件あたり、最大100万円 補助率：対象経費の1/3</p>	<p>個人、事業者、団体、企業等</p> <p>※しまね産業振興財団の助成事業への上乗制度もあり</p>	<p>随時</p> 
<p>プロモーション支援事業</p> <p>商工観光課☎23-3104 (産業サポートネット やすぎ)</p>	<p>商品の魅力向上、販路拡大を図るため、自社・自社商品のプロモーションを行う経費を支援</p>	<p>単年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の2/3</p>	<p>個人、事業者、団体、企業等</p>	<p>随時</p>
<p>知的財産権取得支援事業</p> <p>商工観光課☎23-3104 (産業サポートネット やすぎ)</p>	<p>新商品開発やブランド力向上を図ることを目的として、新規性のある商品の特許、実用新案、商標、意匠登録等に要する経費を支援</p>	<p>単年度1件あたり、最大15万円 補助率：対象経費の1/2</p>	<p>個人、事業者、団体、企業等</p>	<p>随時</p> 
<p>国際規格認証取得支援事業</p> <p>商工観光課☎23-3104 (産業サポートネット やすぎ)</p>	<p>販路拡大や経営基盤強化を図ることを目的として、国際規格の認証を取得する経費に対して支援</p>	<p>【直接支援型事業】 単年度1件あたり最大30万円 補助率：対象経費の1/2 【財団助成型事業】 単年度1件あたり最大30万円 補助率：対象経費の1/3</p>	<p>個人事業者、団体、企業等</p> <p>※しまね産業振興財団の助成制度への上乗せ制度もあり</p>	<p>随時</p> 
<p>ホームページ作成支援事業</p> <p>商工観光課☎23-3104 (産業サポートネット やすぎ)</p>	<p>販売拡大やビジネスの契機を図るための媒体としてホームページを作成する経費を支援</p>	<p>1件当たり最大20万円 補助率：対象経費の2/3</p>	<p>個人事業者、団体、企業等</p>	<p>随時</p>
<p>コンベンション開催支援補助金</p> <p>商工観光課☎23-3110</p>	<p>学会、研究大会、会議、各種大会（スポーツ大会は除く）、合宿、企業による研修、会議セミナーおよび研修旅行の経費の一部を支援</p>	<p>以下の要件等を満たすコンベンション事業 1. 安来市内の施設を会場として開催 2. 中国地区以上の規模 3. 市内の宿泊施設に延べ20人以上が宿泊 ▼1,000円×延べ宿泊者数 ▼上限額20万円まで</p>	<p>コンベンション主催者</p> <p>※その他の要件は問い合わせください</p>	<p>随時</p>
<p>結婚活動支援事業補助金</p> <p>定住政策課☎23-3179</p>	<p>市内に事業所を置く民間団体が行う独身者の結婚を支援する事業に補助</p>	<p>補助対象経費から収入額を控除した額と、20万円とを比較して少ない額（上限20万円）</p>	<p>結婚活動支援事業を企画・開催しようとする市内の団体</p>	<p>前期：募集5月7日決定6月中 後期：未定</p>